

道路に乗り上げ(段差解消)ブロックなどを設置しないでください！

敷地と道路との段差を解消するため、自宅や駐車場などの出入口前の道路上に乗り上げブロックや鉄板、プラスチック製ステップなどを設置すると、歩行者や自転車・バイクの転倒事故が発生する危険性があり、事故が発生した場合には、物件の設置者(所有者または使用者)に損害賠償責任が及ぶこともあります。

また、道路上の水の流れを妨げるため、雨天時などに水溜りが発生し、近隣にお住いの方々へのご迷惑となることも少なくありません。このため、乗り上げブロックなどについては道路上に設置しないで下さい。

※現在設置されている場合は、設置した人が速やかに撤去してください。



西尾市建設部土木課 電話 0563-65-2139
西尾警察署交通課 電話 0563-57-0110